

行政文書の廃棄に関する意見聴取について(公安委員会)

1 県警察における行政文書の移管・廃棄手続について

公安委員会が保有する行政文書の管理にあつては、熊本県公安委員会行政文書管理規則に基づき、総括文書管理者である総務課公安委員会事務室長の下実施しており、平成27年1月の条例施行後、本手続による行政文書の移管・廃棄は第3回目となります。

移管・廃棄に当たっては、手続きの公正性及び透明性を確保するため、公安委員会事務室員による精査、パブリック・コメント及び公安委員会の決裁を経て実施しています(下図参照)。



2 移管・廃棄手続対象行政文書ファイルについて

- (1) 廃棄対象行政文書ファイル
令和2年5月31日までに保存期間が満了した行政文書ファイルが対象です。
- (2) 廃棄対象行政文書ファイル数
30冊
- (3) 参考(移管とした行政文書ファイル)
3冊(「公安委員会会議録2冊(平成20年及び平成21年開催分)」及び「16公連、九公連会議資料作成伺い(平成29年作成文書 熊本地震関連)」)

3 これまでに行った手続について

- (1) 県警察の公安委員会の庶務担当課員(公安委員会事務室員)による精査等
警察法第44条により、公安委員会の庶務を行う県警総務課員(公安委員会事務室員)が以下により精査しました。
 - ア 精査期間
令和2年10月から令和3年9月まで(約1年間)
 - イ 精査内容
保存期間満了ファイル措置報告書の審査及び重要と思われる文書の現物確認を行い、移管・廃棄の是非、保存期間の確認等の精査を行いました。
 - ウ 公安委員によるパブリックコメント実施に関する決裁
9月2日の公安委員会において、パブリックコメントを実施する旨決裁を仰ぎ、各委員にホームページ掲載予定の廃棄対象ファイル一覧の閲覧を依頼しました。
- (2) パブリック・コメント(県民からの意見聴取)
 - ア 意見聴取期間
令和3年9月6日(火)から10月5日(火)まで
 - イ 聴取方法
熊本県公安委員会ホームページに掲載して意見聴取を実施しました。
 - ウ 県民から提出された意見
0件(アクセス数70件)
- (3) 行政文書等管理委員会の意見聴取に係る決裁
 - ア 決裁の日
令和3年10月14日(木)
 - イ 決裁の方法
実施したパブリックコメントの結果を説明後、行政文書等管理委員会の意見聴取に係る決裁を仰ぎました。